平成２７年（フ）第１１１４８号
東京都世田谷区玉川１丁目６－３－104
債務者　淺井　美沙
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１５０号
東京都目黒区中央町１丁目２－13－213
債務者　大高　貫一
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１５８号
東京都江東区扇橋２丁目７－８－207
債務者　四釜　文雄
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２２５号
東京都府中市宮西町３丁目１－６－203
債務者　原　　和美
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２２８号
東京都中野区野方３丁目４－８　マイプランR101
債務者　鈴川　裕樹
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２３０号
東京都東久留米市小山３丁目６－21－101
債務者　齋藤　俊子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２３２号
東京都世田谷区船橋３丁目３－６－102
債務者　小柳　　豊
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２４１号
東京都新宿区百人町１丁目19－２－403
債務者　山本　武志
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２４４号
東京都足立区中川１丁目20－３－1107
債務者　松原　有里
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２４５号
東京都大田区池上８丁目15－１－407
債務者　森岡　正美
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２４６号
東京都大田区萩中３丁目20－２－105
債務者　木下　智子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２４４号
横浜市鶴見区元宮２丁目８番７－107号
債務者　齋藤　　薫
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８０号
熊本県八代市田中西町８号10番地（103）、前住所熊本県八代市花園町17番地４
債務者　森山　五月（旧姓村仲）
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月３日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第８６７号
東京都昭島市緑町１丁目20番32号コーポマルコー第二101号
債務者　原茂　共成
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月３日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０２１号
東京都多摩市豊ヶ丘６丁目１番地２－502
債務者　中井　紀子（旧姓松元）
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月３日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部